

## 既存住宅状況調査依頼書

ハウスプラス中国住宅保証株式会社既存住宅状況調査業務規程第4条の規定に基づき、既存住宅状況調査を依頼します。依頼にあたっては、既存住宅状況調査業務約款を遵守します。また、依頼にあたり提供する個人情報は、ハウスプラス中国住宅保証株式会社が別途公表する「個人情報の利用目的」の範囲で利用されることを承諾します。

この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

## 【1. 依頼者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

(代表者の氏名)

印

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【担当者氏名及び連絡先】

## 【2. 代理者】

【氏名又は名称】

【住所】

【電話番号】

## 【3. 対象住宅の概要】

【所在地】

上記所在地の表示形式  住居表示  地名地番

【建物の名称】

【建物の用途】  一戸建ての住宅  共同住宅等 ※マンション、店舗併用住宅、長屋等は“共同住宅等”になります【延べ面積・階数】 m<sup>2</sup> 地上 ( ) 地下 ( )【構造】  木造  鉄骨造  鉄筋コンクリート造  鉄骨鉄筋コンクリート造【検査対象】※ 全体の戸数 戸 検査対象戸数 戸  
住戸番号 ( )

※ 形式が共同住宅等の場合に記入してください。全体の戸数と調査対象戸数が同一の場合は「住棟型調査」、それ以外の場合は「住戸型調査」としますので、対象住戸の住戸番号を追記してください。

## 【4. 既存住宅状況調査に関する事項】

【調査希望日】 年 月 日 希望

【既存住宅瑕疵保険】  申込みを予定  申込み予定はない  わからない

【引渡予定日】 年 月 日 ※引渡しが無い場合は、記入不要です

【入居の状況】  入居中  空家【対象住宅の所有者】  依頼者と同一  上記以外 ※所有者氏名等を以下に記載してください

氏名

住所

連絡先

【調査時の立会予定者】  依頼者  住宅の所有者  その他 ( )

※受付欄	※備考欄

## 【1. 請求】

- 【請求書宛名】  依頼者  住宅の所有者  その他 ( )
- 【請求書送付先】  依頼者  住宅の所有者  その他 ( )
- 【報告書等送付先】  依頼者  住宅の所有者  その他 ( )

## 【2. オプション調査の選択】

- 設備配管  依頼しない  調査を依頼 ←追加料金が適用されます。
- 給排水設備・電気設備・ガス設備  依頼しない  調査を依頼 ←追加料金が適用されます。
- 鉄筋探査（構造）※  依頼しない  調査を依頼

※ 以下の場合、選択に係わらず調査を行いません。

- ・ 共同住宅等の住戸型調査
- ・ 小規模住宅（階数が3以下、かつ延べ面積が500㎡未満）で、基礎（構造）の劣化がないもの

以下の場合、選択に係わらず調査を行います。

- ・ 依頼時に中古住宅売買瑕疵保証を行う意思を明示し、かつ、基礎（構造）に劣化が認められるもの
- ・ 大規模住宅（階数4以上、又は延べ面積が500㎡以上の住宅）

## 【3. 上記以外の調査の選択】

- 調査内容※ ( )
- ( )

※ 【1. オプション調査の選択】 【2. 鉄筋探査の選択】 以外の調査項目を依頼する場合に記入してください。  
調査内容に応じて、別途見積りを提出致します。

## 【4. 調査の免責事項等の同意】

以下の事項について、同意する

- 既存住宅状況調査は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に定められた調査であり、調査対象とする住宅について、目視を中心とした非破壊検査により、劣化状況を把握するものです。そのため、本調査では、設計図書の照合、建築基準法関係規定その他関連法規についての適合性、調査対象住宅が保有する個別の性能、又は劣化事象が構造的な欠陥によるものか否か、もしくはその要因が何かといった瑕疵の有無、原因を判定する等の行為は行いません。
- 依頼時に提出された依頼書等に虚偽があることその他の事由により、適切な既存住宅状況調査を行うことができなかった場合は、当該既存住宅状況調査の結果について責任を負いません。
- 調査報告書の記載内容については、調査時点からの時間経過による変化は保証しません。
- 調査報告書は、住宅の経年劣化が一切ないことを保証するものではありません。
- 調査報告書は、既存住宅瑕疵担保責任保険に加入したことを証する書類ではありません。既存住宅瑕疵担保責任保険への加入にあたっては、別途手続きが必要になります。
- 調査報告書に記載した事項の一部又は全部を、無断で複製若しくは転載、又は加工、模造、若しくは偽造することを禁じます。
- 当社は、依頼者若しくは当該調査の一切を依頼者から委託された者（以下、「依頼者等」という）に連絡のうえ、既存住宅状況調査の業務の一部を、当社以外の第三者に委託することがあります。
- 既存住宅売買瑕疵保険の申請を行う場合は、依頼者等に連絡のうえ、調査報告書の写しを住宅瑕疵担保責任保険法人に提出する場合があります。
- 調査対象となった住宅の売買、交換、又は賃貸（以下、「売買等」という）を行うために、調査報告書の写しを当該売買等に係る宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条の規定による重要事項の説明等（以下、「重要事項説明等」という）に用いるため、依頼者等若しくは依頼者から委託された者が、当該売買等を媒介する宅地建物取引業者に提供する場合を除き、調査報告書を無断で第三者が利用することを禁じます。